

第17回総会議事録

<開催日> 令和6年12月9日（月曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第309号～報告第337号

農地法第3条の3届出	17件
農地法第4条届出	3件
農地法第5条届出	9件

日程第3 報告第338号～報告第342号 農地の転用事実等に関する照会 5件

日程第4 報告第343号～報告第355号 農地法第18条第6項等通知 13件

日程第5 議案第142号～議案第159号 農地法第3条許可申請 18件

日程第6 議案第160号 農地法第4条許可申請 1件

日程第7 議案第161号～議案第182号 農地法第5条許可申請 22件

日程第8 議案第183号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和6年度第7次計画分) 1件

日程第9 議案第184号 木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する
意見について 1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 磯貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 嶋野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 鈴木 修一郎	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 磯貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 斎藤 洋一	18番 杉山 孝
以上 18人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之 主査 岡部 哲朗 主任主事 伊藤 優市

〈午後3時00分開会〉

議長

委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。

本日の総会ですが、案件が多く、また、その後の予定もございますので、スムーズな議事進行にご協力お願いいたします。

また、本日は傍聴の希望者がおります。

ご自身の案件についてのみ、傍聴を希望しておりますので、途中入室及び退室を許可することといたします。

なお、傍聴する案件は、議案第159号と関連案件の議案第178号になります。

ご存知の事だと思いますが、意見や質問の際には必ず挙手をして、議長の指名後に発言をお願いします。

また、発言をする際には、個人を識別できる発言は控えるよう、ご注意ください。

ただ今から、第17回総会を開催いたします。

本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

なお、議案の訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。

事務局

議案の訂正について、報告いたします。

議案書17ページ記載の日程第5農地法第3条許可申請、議案第159号についてでございますが、備考記載の第5条許可議案第180号関連案件とありますのは、第5条許可議案第178号関連案件でございますので、訂正をお願いします。

以上でございます。

議長

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席1番小倉和委員と、議席8番村上常雄委員を指名いたします。

書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。

次に、日程第2から第4まで、報告第309号から報告第355号まで3ページから13ページまでの47案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。

日程第2、報告第309号から報告第337号までについて、まず農地法第3条の3の届出が17件ありますて、全て相続によるものです。次に農地法第4条の届出が3件ありますて、全て住宅関係への転用の届出でした。最後に農地法第5条の届出が9件ありますて、そのうち6件が住宅関係、3件が店舗建築等事業用地への転用の届出でした。

次に、日程第3 報告第338号から報告第342号までについて、農地の転用事実等に関する照会5件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。

次に、日程第4 報告第343号から報告第355号までについて、農地法第18条第6項等の通知13件ですが、全て基盤強化法に係る解約でした。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

次に日程第5 議案第142号から議案第159号、14ページから17ページの、農地法第3条の許可申請18件について、議題に供します。

初めに、議案第142号から第158号の17件について、審議いたします。

事務局の説明を求める。

事務局

議案第142号から158号まで、農地法第3条許可申請17件について、ご説明いたします。

事務局

初めに、議案第142号ですが、申請箇所は、3条位置図1の中野地先の農地です。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第143号から151号ですが、譲受人が同一のため、併せて説明いたします。申請箇所は、3条位置図2の畔戸地先の農地です。

農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

金田地区の農業委員・推進委員等に書面にて事前審査会を行ったところ、申請を受けることについて問題ないという意見が多数あったことにより、今回受付をしております。

次に、議案第152号ですが、申請箇所は、3条位置図3の牛込地先の農地です。営農の拡大のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第153号ですが、申請箇所は、3条位置図4の江川地先の農地です。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第154号ですが、申請箇所は、3条位置図5の大寺地先の農地です。農業経営の拡張のため、贈与による所有権移転をするものです。

次に、議案第155号ですが、申請箇所は、3条位置図6の祇園地先の農地です。農業経営の拡張のため、贈与による所有権移転をするものです。

次に、議案第156号ですが、申請箇所は、3条位置図7の中尾地先の農地です。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第157号ですが、申請箇所は、3条位置図8の牛込地先の農地です。農業経営の拡張のため、賃借権の設定をするものです。

次に、議案第158号ですが、申請箇所は、3条位置図9の矢那地先の農地です。共有持分の単独所有ため、売買による所有権移転をするものです。

矢那地区の農業委員・推進委員等と事前審査会を行ったところ、申請を受けることについて問題ないという意見が全会一致であったことにより、今回受付をしております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、第142号について、桐谷委員お願いします。

桐谷委員

議案第142号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、3,010m²の農地を家族3人で耕作しております。

農業機械はトラクター・軽トラック・耕うん機等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は田、畑で水稻とサヤエンドウを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続いて、議案第143号から第151号について、石渡委員お願いします。

石渡委員

議案第143号から151号について同一事業者のため、一括してご説明いたします。なお、本案件については事務局から説明のあったとおり、事前審査会を書面開催し、出席した会長、職務代理者、金田地区の農業委員及び推進委員の多数が本計画の内容について了承しております。

当該法人は平成29年7月20日に設立した株式会社です。

まず事業要件についてですが、当該法人の定款及び登記簿謄本によれば、農業に関連する事業を行っている旨を確認いたしました。

次に、当該法人の売上の過半数が農業に関する事業のものであるかどうかについてですが、売上状況については、前年度約■■■円となっており、すべて農業に関連した売り上げとなっておりました。

提出された農業経営実施計画書によると農産物の売り上げ以外に収益となる予定のものは無く、農業が主な売り上げになると思われます。

次に、構成員要件及び業務執行権要件についてですが、当該法人の構成員は3名となっており、代表取締役及び取締役となっております。

計画では2名が150日以上農業に従事する計画となっており、計画上要件は満たしていると考えられます。

以上のことから、当該法人は農地所有適格法人の要件を満たしており、本申請については適当であると判断いたしました。

なお、農地所有適格法人は毎年報告書の提出が義務付けられていることから、報告書の提出を行うことと、今後、農地を拡大していく際には、以前、許可となった農地で計画どおり営農を行うことを添えさせていただきます。

議長

続いて、議案第152号及び第153号について、地曳委員お願いします。

地曳委員

議案第152号について説明いたします。

本件について、営農の拡大のため、申請を行っております。

農地法第3条第2項第1号にある全部利用効率要件について、令和6年12月2日に事前審査会を開催し、申請者から保有されている農地の状況を伺ったところ、遊休農地を所有し、現時点で農地の全てを効率的に利用していないことや、農地法違反では正指導等を受けている者であることを申請者より確認いたしました。

遊休農地を所有し、現時点で農地の全てを効率的に利用していないこと、農地法違反について、短期的には是正が完了できる見込みがないこと、その農地の現地を調査した結果等から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うとは認められないと事前審査会に出席した会長、職務代理者、金田地区及び岩根地区の農業委員及び推進委員の多数が判断しました。

その結果を申請されている譲受人に伝えたところ、遊休農地化し、現時点で効率的に利用されていない農地及び農地法違反では正指導等を受けている農地について、是正に向けた調整を行うため、今回の申請はその計画をもとに判断いただきたいので、審議を保留にしてほしい旨の連絡を受けました。

また、譲渡人からも同日に審議を保留にしてほしい旨の連絡を受けたため、本案件については継続審議として判断いたしました。

続きまして、議案第153号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、27,721m²の農地を家族2人で耕作しております。

農業機械はパワーショベル・ユンボ・農業用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたし

地曳委員

ました。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続いて、議案第154号については、私から説明いたします。

杉山委員

議案第154号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、23, 829m²の農地を家族2人で耕作しております。
農業機械はコンバイン・田植え機・トラクター等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続いて、議案第155号について、斎藤委員お願いします。

斎藤委員

議案第155号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、12, 786m²の農地を家族2人で耕作しております。
農業機械は農業用トラック・コンバイン・田植え機・トラクター等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続いて、議案第156号について、和田委員お願いします。

和田委員

議案第156号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約180日で、41, 821m²の農地を家族4人及び雇用者1人で耕作しております。
農業機械はコンバイン・田植え機・トラクター等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続いて、議案第157号について、露寄委員お願いします。

露寄委員

議案第157号について調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、4, 722m²の農地を家族2人

露崎委員

で耕作しております。

農業機械は耕うん機を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は田、畑で多肉植物を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続いて、議案第158号について、村上委員お願ひします。

村上委員

議案第158号について、説明いたします。

本件は共有持分のある農地について単独所有のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約230日で、35,794m²の農地を家族4人及び雇用者2人で耕作しております。

農業機械はトラクター及び農業用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は畑で牧草を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

なお、本件については申請地で今後、生産力の向上を目的とした農地造成工事を行う予定で2期、3期と工事を行う計画となっております。なお、1期工事はすでに着手しており、工事完了に向けて動いている状況となっております。

令和6年11月27日に現地調査及び事前審査会を実施した際、2期、3期と工事を行う計画となっているため、申請者から申請地ですぐに耕作できないとの説明がございました。

農地取得後すぐに農地造成工事を行うために数年間耕作できない状態になることが農地法第3条第2項第1号に該当するか否かについては、関東農政局より、数年間耕作できない理由も考慮しつつ総合的に判断するものとの見解がありました。令和6年11月27に開催した事前審査会においては、出席した会長、職務代理者、矢那地区の農業委員及び推進委員の全員が、現地調査の結果、並びに地元及び計画に関する行政機関との協議調整等の状況を鑑み、すぐには耕作できない理由は考慮できると判断しました。

以上のことから、農地法第3条の許可基準を満たしており、適当と判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第141号から第151号及び議案第153号から第158号について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 拳 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第141号から第151号及び議案第153号から第158号については、許可と決定いたします。

次に、議案第152号について継続審議とすることに賛成の方は、挙手願います。

〈 拳 手 〉

挙手全員であります。

議長

よって、議案第152号については、継続審議とすることに決定いたします。

ここで、傍聴者の入室を許可いたします。

〈 事務局職員の誘導により傍聴者入室 〉

続いて、議案第159号について、審議いたします。

なお、議案第159号は、日程第7 議案第178号、21ページの農地法第5条許可申請、一時転用を伴う使用貸借権設定と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第3条議案第159号及び第5条議案第178号について、関連案件のため一括で説明いたします。

申請箇所は、3条位置図10の田川地先の農地になります。

本申請は営農型太陽光発電の申請となります。太陽光の下部ではサカキを作付けする計画です。

初めに、議案第159号では、法人名義で使用貸借権を設定し、営農を実施する計画です。

次に、農地法第5条議案第178号について、実際に杭などが地表に触れる部分を転用とするため、転用を伴う使用貸借権設定をするものです。

本案件については、令和6年12月2日に事前審査会を開催しており、計画の内容や営農についてなど、参加した波岡地区及び富来田地区の農業委員及び推進委員に諮ったところ申請内容については概ね、問題ないと判断しています。

農地法第5条における立地基準についてですが、農地区分については、本土地は第1種農地に該当し、原則的には転用許可できないのですが、今回は太陽光の下部で営農するための一時転用であり、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、設置費と撤去費を合わせては約792万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者がございましたが同意を得ています。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付されており、問題ないと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の鈴木康裕委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

鈴木康裕委員

議案第159号及び議案第178号について、関連案件のため一括で説明いたします。

本件は、太陽光パネルの下部で耕作を行いながら、売電事業を行う営農型太陽光発電の申請がされたものです。

譲受人は農地法第3条及び第5条の申請共に木更津市文京に住所を置く同一法人であります。

初めに、議案第159号の農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

申請者は、木更津市内で既に営農型太陽光を実施しており、下部の農地でサカキ・ブルーベリー等の栽培を行っております。面積は8,005m²となっております。

申請地は田であり、サカキを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

なお、本案件については申請者がすでに実施している営農型太陽光の下部の農地における農作物の状況について、今年度に計画書等の提出があり、その計画に沿った営農がされてい

鈴木康裕委員

るかどうか、令和6年12月2日に事前審査会を開催し、状況確認を行いました。

その結果、営農について改善が見受けられることや本申請が使用貸借権設定であること等の状況を鑑み、出席した会長、職務代理者、波岡地区及び富来田地区の農業委員及び推進委員の多数が耕作すべき農地のすべてを利用して耕作を行うと認められないとまでは言えないと判断しました。

続いて、議案第178号の農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水については自然浸透にて処理する計画のため、問題は生じないとと思われます。

申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないか及び周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

以上のことから、農地法第3条及び第5条の許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

地曳委員

事務局からの説明にもあったように本件については事前審査会にて概ね問題はないと判断しております。しかしながら、営農型太陽光発電について下部における耕作状況について疑義が生じるケースもございます。本日は事前審査会に参加していない農業委員もいらっしゃいますので皆様のご意見も踏まえた議論をお願いしたいと思います。

磯貝正一委員

木更津市におけるサカキの平均収穫量や生育期間等のデータはありますか。

事務局

当市における具体的な数値はございませんが、転用事業者が提出した第50回日本生態学会大会プログラムによりますと苗木の養成について挿付け床で1年、その後畑で2年の合計3年は要します。その後定植から2年から4年で収穫でき、10アール当たり約2,000本とのことです。市場価格については具体的な数値を持ち合わせてはおりません。

露寄委員

営農と耕作の違いを教えてください。また、営農型太陽光発電に関する許可基準を改めて教えてください。

事務局

営農と耕作の用語の定義については法律上具体的な違いはありません。一時転用の許可基準については9つの要件がございますが、営農ないしは耕作に関する要件について限定すると下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることというものはございます。

具体的に申し上げると次の3つの要件を満たすことが必要であり、一つ目は下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないこと、二つ目は遊休農地を再生利用する場合において、法第32条第1項各号に掲げる遊休農地に該当しないこと、三つ目は下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められないことでございます。

本件について申し上げると遊休農地ではないことは現地調査の結果確認済みですので一つ目と三つ目の要件の該当性が問われるのかと思われます。

桐谷委員

本件の転用事業者における営農状況に関しては過去の営農型太陽光発電における下部の農作物の生育状況について疑義がないわけではないが必ずしも経営的に常時黒字である必要性までは求められていないと思われます。遊休農地化しているわけではなく生育自体は現在も継続しているのであれば営農していると判断しても差し支えないと思われます。

議長

他にご意見等も無いようですので、議案第159号、農地法第3条許可申請及び議案第178号、農地法第5条許可申請について、一括採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。

なお、議案第159号、農地法第3条許可申請については、議案第178号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可いたします。

では、議案第159号、農地法第3条許可申請及び議案第178号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 拳 手 〉

議長

賛成8名、反対7名、棄権2名でしょうか。

この場合、許可相当との採決は成立するのでしょうか。

事務局

農業委員会等に関する法律第30条の規定によると総会及び部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによるとございます。

本日の場合ですと出席委員18名でありその過半数ですので10名の賛成が決議には必要になります。

議長

そうすると審議は継続ということになりますね。では本申請地におけるサカキの営農に
関し事業の継続可能性について関委員どう思われますか。

閻秀昌

本申請地ではないのですが長須賀でのサカキの生育状況について現地を確認したことはあります。あまり育っているわけではなくサカキの市場価格、具体的な価格が頭にあるわけではないのですが採算性については疑問に感じるところはあります。

議長

その他、ご異議も無いようですので、採決いたします。

先ほどと同様議案第159号、農地法第3条許可申請については、議案第178号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可といたします。

それでは、議案第159号、農地法第3条許可申請及び議案第178号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は举手願います。

事務局

挙手多数であります。

よって、議案第178号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第159号は、議案第178号が許可された場合、許可と決定いたします。

ここで、傍聴者の退室を認めます。

〈 事務局職員の誘導により傍聴者退室 〉

議長

次に、日程第6 議案第160号、18ページの、農地法第4条の許可申請1案件について 議題に供します。

なお、議案第160号は、次の、日程第7議案第161号、19ページの農地法第5条許可申請と関連案件であるため、議題に併し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます

事務局

それでは、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4－1及び5－1の牛込地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅及び造成協力地として転用するものです。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。

一般基準についてご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年4月末を予定しております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の桐谷委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

桐谷委員

議案第160号及び第161号について、関連する議案になるので一括して説明します。

まず、土砂の流出、崩壊の懼れについてですが、盛土を行いますが造成協力地として安定勾配をとるため、土砂等の流出は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水については北側道路側溝に、汚水については公共下水道に接続するため問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため問題は無いと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題は無いと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、農地法第4条議案第160号及び農地法第5条議案第161号について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第160号、農地法第4条許可申請及び、議案第161号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第160号及び議案第161号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7議案第162号から第177号及び第179号から第182号までの19ページから22ページの農地法第5条の許可申請20案件について議題に供します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

初めに、議案第162号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2中島地先の農地です。

申請目的は、資材置場の設置で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の額は約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年6月末日を完了予定としております。

次に、議案第163号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3高柳地先の農地です。

申請目的は、長屋住宅の建築で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■■■円となっており、借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年8月末日を完了予定としております。

次に、議案第164号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4高柳地先の農地です。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年12月末日を完了予定としております。

次に、議案第165号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5江川地先の農地です。

申請目的は、資材置場の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和7年1月末日を完了予定としております。

次に、議案第166号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6久津間地先の農地です。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者置場及び他法令関係は問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年12月25日を完了予定としております。

次に、議案第167号から第172号までですが、申請箇所は、転用位置図5-7椿地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年3月末日を完了予定としております。

次に、議案第173号ですが、申請箇所は、転用位置図5－8吾妻地先の農地です。
申請目的は、資材置場の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年3月末日を完了予定としております。

次に、議案第174号及び第175号ですが、申請箇所は、転用位置図5－9永井作地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年3月末日を完了予定としております。

次に、議案第176号及び第177号ですが、申請箇所は、転用位置図5－10長須賀地先の農地です。
申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第1種農地と判断しました。

第1種用地では原則転用が制限されますが、本件は周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものであるため例外規定に該当するものです。

一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和9年3月末日を完了予定としております。

次に、議案第179号ですが、申請箇所は、転用位置図5－11茅野地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年3月末日を完了予定としております。

次に、議案第180号ですが、申請箇所は、転用位置図5－12茅野地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。

事務局

農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年3月末日を完了予定としております。

次に、議案第181号ですが、申請箇所は、転用位置図5-13真里谷地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年4月末日を完了予定としております。

次に、議案第182号ですが、申請箇所は、転用位置図5-14上根岸地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設の設置で、転用を伴う所有権設定の許可申請です。
農地区分については、第2種農地と判断しました。
一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和7年7月末日を完了予定としております。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第162号について、桐谷委員お願いします。

桐谷委員

議案第162号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため、問題はないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。
よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第163号及び第164号について、磯貝正一委員お願いします。

磯貝正一委員

議案第163号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起

磯貝正一委員

きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに新設する北西側側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続きまして、164号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透及び東側用水路により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第165号及び第166号について、地曳委員お願いします。

地曳委員

議案第165号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、166号について、説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないので、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに新設する北西側側溝へ放流する計画のため、問題は生じないと思われます。

地曳委員

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第167号から第172号について、磯貝徳三委員お願ひします。

磯貝徳三委員

議案第167号から第172号については、譲受人が同一のため一括して説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第173号から第177号について、露寄委員お願ひします。

露寄委員

議案第173号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透及び南側用水路により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第174号及び175号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、

露崎委員

問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第176号及び177号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに既存の南側水路へ放流する計画のため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第179号から第181号について、村田委員お願いします。

村田委員

議案第179号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第180号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営

村田委員

農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第181号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第182号について、鈴木修一郎委員お願いします。

鈴木修一郎委員

議案第182号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は自然浸透により処理するため、問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地がないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。

議案第162号から第177号及び議案第179号から第182号までの20案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第162号から第177号及び議案第179号から第182号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第162号から第177号及び議案第179号から第182号までの20案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8 議案第183号、23ページからの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和6年度第7次計画を、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第183号、木更津市農用地利用集積、令和6年度第7次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和6年11月21日付けで、木更津市長から農業経営 基盤強化 促進法 等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から4となっております。

利用目的は、計画1から4のすべて水稻となっております。

利用権設定の種類は計画1から3が賃借権、計画4が所有権となっております。利用権設定期間は、計画1から3が3年となっております。

計画合計数は、利用権の設定が3筆で面積が合計2,987平方メートル、所有権移転が1筆で面積が827平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、計画番号1番について、桐谷委員お願いします。

桐谷委員

計画番号1番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、既に借りている当該農地を期間更新して借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況については田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号2番について、石渡委員お願いします。

石渡委員

計画番号2番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、既に借りている当該農地を期間更新して借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出され

石渡委員

るとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況については田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号3番については、私が説明します。

杉山委員

計画番号3番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、既に借りている当該農地を期間更新して借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況については田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号4番について、鈴木修一郎委員お願いします。

鈴木修一郎委員

計画番号4番について説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、買い受けるものです。

所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況については田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案には、■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」により、桐谷委員は退席願います。

《 ■■委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。

議案第183号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和6年度第7次計画を原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 拳 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第183号は、原案のとおり決定しましたので、市長にその旨を回答いたし

議長

ます。

それでは、退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

次に、日程第9 議案第184号、28ページからの、木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第184号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和6年11月25日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から5となっております。

利用目的は、すべて水稻となっております。

設定する権利の種類はすべて賃借権となっており、権利の存続期間は、認可の公告日から10年間となっております。

合計5筆 10,651平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、計画番号1番から4番については、私から説明します。

杉山委員

計画番号1番から4番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規及び更新で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、計画番号5番について、斎藤委員お願いします。

斎藤委員

計画番号5番について、説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

議長

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第184号木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第184号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

これにて、本日の報告事項及び議案の審議は、全て終了いたしました。

地曳委員

よろしいでしょうか。

営農型太陽光発電施設の毎年提出予定になっている収支報告書についてですが、各担当地区の農業委員及び推進委員にも提出をお願します。

議長

事務局どうでしょうか。

事務局

わかりました。

提出があり次第に、各担当地区の委員に提出いたします。

議長

以上をもちまして、第17回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後5時18分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年12月9日

議 長 _____ 杉山 孝

議事録署名委員

_____ 小倉 和

_____ 村上 常雄